

遺言の公証（2号）

内 容	公正証書（民法第969条）によるものと、秘密証書（民法第970条）によるものと2種類ある。これらはいづれも民法第984条に基づく。
使 用 目 的	遺言を正しく執行するため。
条 件	<p>(1) 本人が公館へ出頭して申請する。代理申請は認められない。</p> <p>(2) 旅券の提示を原則とし、戸籍謄本等確実な文書により本人であることを立証するもの（公証人法第28条第2項参照）。</p> <p>(3) 証人は2名以上を要し（民法第969条および第970条参照），証言能力ある者であれば外国人でもよい。</p>
必 要 書 類	遺言者及び証人が本人であることを証明する公文書。 例えば、旅券、写真付現地当局発行の身分証明書等。
形 式	全て日本文による証明書。領事官自ら公証する。
注 意 事 項	<p>(注1) 遺言の方式は、わが国の民法によっても当該国の法令によってもわが国では有効である（法例第27条及び遺言の方式の準拠法に関する法律第2条参照）。</p> <p>(注2) わが国の遺言は厳格な方式を要求されるものであるから慎重に作成する。公証の最後に自署のうえなつ印（公印）する者は、領事官（公館長）である。</p> <p>(注3) 民法第960条および第967～984条参照の事。</p> <p>(注4) 証人又は立会人の欠格（民法第974条参照）に注意。</p> <p>(注5) 遺言できる法律行為は次の各法律である。</p> <p style="padding-left: 2em;">民法 第41条②, 第781条②, 第893条および第894条②, 第903条③, 第964条, 第839条, 第848条, 第897条, 第902条, 第908条, 第914条, 第1006条, 第1034条但書, 第1022条。</p> <p style="padding-left: 2em;">信託法第2条。</p> <p>(注6) 遺言者の口述を筆記して、証書そのものの作成は領事事務担当官でよい。</p>

遺言の公証

1. 概説

(1) 遺言の定義

遺言とは、人が自己の最終的意思として、死後の効力を生じさせるため、財産・身分に関する法律的行為について行う意思を表したものである。

(2) 遺言の形式

遺言は人の重要な身分事項・財産に関するものであり、しかも、その効力・内容に争いが生じた場合、作成者に確認することができないものであるから、民法により一定の厳格な方式を要求され、この方式によらなければ法律上有効なものと認められない。従って、公館においても慎重な取り扱いを要する。

民法が定める遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類がある（民967）が、このうち在外公館が取り扱うのは公正証書遺言、秘密証書遺言の2種類である（これらについては、公証人が公証を行う必要があり、在留邦人については、領事が公証人の職務を行う（民984））。

（注1）自筆証書遺言は、作者が遺言の全文、日付、氏名の全部を自書し、捺印したもの（民968）で、公証は不要である（ただし、遺言書に他人が書いた部分や印刷部分があると効力を認められない）。

（注2）在留邦人の遺言の方式は、遺言地、遺言の成立又は死亡の当時住所又は常居所を有した地の法律によることも認められる（遺言の方式の準拠法に関する法律2）。

(3) 遺言の公証の内容

公正証書遺言においては、遺言書の内容自体を、秘密証書遺言においては、遺言者が遺言書を入れた封書であること申述したことを証明するもの。日本文による（公証人法27）。

(4) 手数料

第2号の領事手数料を徴収。

(5) 公正証書遺言と秘密証書遺言の相違

イ. 後述のとおり、公正証書遺言をする場合、遺言者は公館長及び立会人の面前で遺言を口述しなければならない。これに対して、秘密証書遺言においては、遺言者があらかじめ遺言書を封書に入れて公館長及び立会人の面前に提出するもので、遺言の内容を秘密にしておくことができる。

ロ. 公正証書遺言の場合、遺言書自体が公正証書であるのに対し、秘密遺言証書では封書上の記載のみが公正証書であって、遺言書自体には公証の効果は及ばない（公正証書遺言は、遺言者が死亡したとき家庭裁判所の検認を要しない）。

ハ. 公正証書遺言は遺言者が自署できなくてもよい（この場合、公館長が代署する）

が、秘密証書遺言では遺言者の署名を要するので自署できない者は秘密証書による遺言はできない。

2. 遺言の要件

(1) 遺言者

満15歳以上で遺言をする能力（正常な判断力）を有する日本人であること。本人が公館に出頭すること（民961, 963, 973）。

(2) 証人2名が公館での手続に立会うこと（民969の1, 970）。

（注）証人は日本語が理解できれば外国人でもよい。

推定相続人（家族）等、証人となれない者があるので注意する（証人の欠格事由）（民974）。また、当該事務を取り扱う在外公館員（家族）等は証人となれない。

(3) 遺言により行うことのできる法律行為は次のとおり。

- ① 財団法人設立のための寄付行為（民41②）
- ② 非嫡出子の認知（民781②）
- ③ 相続人の廃除及び廃除の取消（民893, 894②）
- ④ 特別受益者の相続分に関する意思表示（民903③）
- ⑤ 遺贈（民964）
- ⑥ 後見人の指定および後見監督人の指定（民839, 民848）
- ⑦ 祖先の祭祀主宰者の指定（民897）
- ⑧ 相続分の指定及びその指定の委託（民902）
- ⑨ 遺産分割の方法の指定及びその指定の委託（民908）
- ⑩ 遺産分割の制限（民908）
- ⑪ 共同相続人間の担保責任の変更（民914）
- ⑫ 遺言執行者の指定及び指定の委託（民1006）
- ⑬ 遺贈減殺方法の指定（民1034但書）
- ⑭ 遺言の取消（民1022）
- ⑮ 信託の設定（信託法2）

（注1）これ以外の内容の記載があっても、法律上効力が生じないというだけで、遺言全体が無効となるものではないが、在外公館における遺言公証の取り扱いは、上記2. (3) の民法等に規定された遺言できる事項に限られるので、必要に応じて本省経伺とする。

（注2）⑫に関し、無能力者（未成年者、禁治産者）、破産者は遺言執行者となれないが、受遺者（遺言により遺贈を受ける者）が遺言執行者となるのは差し支えない（民1009）。

（注3）在外公館の遺言公正証書は、本邦で使用されることが前提であり、日本文で作成する。従って、相続関係者が、現地語に翻訳されたものを要請する場合に

は、現地公証人にて遺言公正証書を作成する様指導する。

(参考) 法例

第27条 【遺言】 ① 遺言ノ成立及ヒ効力ハ其成立ノ當時ニ於ケル遺言者ノ本国法ニ依ル
② 遺言ノ取消ハ其當時ニ於ケル遺言者ノ本国法ニ依ル

遺言の方式の準拠法に関する法律（昭和39・6・10 法100）

第2条 【準拠法】 遺言は、その方式が次に掲げる法律の一に適合するときは、方式に関し有効とする。

- 1 行為地法
- 2 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時国籍を有した国の法律
- 3 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時住所を有した地の法律
- 4 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時常居所を有した地の法律
- 5 不動産に関する遺言について、その不動産の所在地法

3. 公証要領

(1) 公正証書遺言（民969、公証人法28②）

① 遺言者、証人につき旅券、写真付身分証明書の提示（写提出）又は印鑑証明書の提出等により身元を確認する。

② 遺言者に、公館長に対して遺言である旨を口授させる。

③ 公館長は、遺言者の口述を筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせる。

（注） 遺言者の口述の筆記自体を公館長が行う必要はなく、適宜領事事務担当官に行わせることができる。

④ 遺言者、証人の住所、職業、氏名、生年月日欄及び遺言者が人違いでないことを確認した書類について所要の記入をする。

⑤ 遺言者及び証人から筆記の正確なことの承認を求め、その旨記載した上、各自に署名押印させる。

（注1） 遺言者が署名できない場合、公館長がその理由（例：無筆のため）を付記して代署し、遺言者に押印させる（民969）。

（注2） 遺言者及び証人が押印する印鑑は、登録印鑑（実印）でなくてもよい。

（注3） 遺言者及び証人に印鑑の持ち合わせがなく、印鑑の作成、本邦からの取り寄せが困難である場合等真にやむを得ない場合は押印に代えて捺印を認めてもよい。

⑥ 最後に民法969条第4号に掲げる方式に従って作成したものである旨の公証文その他必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入した上、公館長が署名し、角型館長印を押す。

⑦ この証書を3通（原本、正本及び謄本）作成する。

i. 原本……公館保存

ii. 正本……正本である旨を記載し、遺言者に手交する。

iii. 謄本……謄本である旨を記載し、証人のうちに遺言執行者に指定された者がある場合はその者に、他の場合は遺言者に手交する。

(注) 正本・謄本を請求できる者の制限に注意（公証人法47, 51）。

⑧ 手数料は、原本、正本、謄本を取り纏めて一件として第2号の領事手数料を徴収。

⑨ 証明書発給台帳に記入する。

⑩ 原本の保存期間は原則として20年（公証人法施行規則27）遺言の公証については別途帳簿を作成して保存する。帳簿の保存期間50年。

(2) 秘密証書遺言（民970, 公証人法28②）

① 遺言者、証人につき旅券、写真付身分証明書の提示及び写提出又は印鑑証明書の提出等により身元を確認する。

② 遺言者に、公館長及び証人の前に封印した遺言書を提出させる。

(注) 原則として封書に所定の記載をするので、大型の封筒を用いるように指導する。

③ 遺言者に、公館長及び証人に對し、自己の遺言書である旨とその筆者の氏名住所を申述させる。

(注) この際、封書の中の遺言書に遺言者の署名押印があること、封書に遺言書に押印したと同一の印鑑で封印したことを確認する。

④ 封書に③の旨を記載し、遺言者、証人の住所、職業、氏名、生年月日欄及び遺言者が人違いでないことを確認した書類について所要の記載をする。

⑤ 証書の記載事項を読み聞かせ又は閲覧させてその承認を得た上、遺言者、証人に署名押印させる

(注) 遺言者の押印は遺言書の押印、封書の封印と同一の印鑑を用いる。従って、押印を用いることは認めない。

⑥ 最後にその他必要事項（証明番号は証明書発給台帳で確認）を記入した上、公館長が署名し、角型館長印を押す。

(注) 封筒にこれらの記載をする余白がない場合は、別紙に所定の記載をしてこれを封筒に貼付した上、担当官、遺言者、証人全員が契印する。

⑦ 証書の写をとり、証書（封書）は遺言者に手交する。

(注) 秘密証書遺言の場合、正本・謄本はない。

⑧ 手数料は、第2号の領事手数料を徴収する。

⑨ 証明書発給台帳に記入する。

⑩ 写の保存期間は特に定めはないが、最低3年間保存する。別途帳簿を作成して、遺言者氏名、提出年月日、証明（公証）日付番号等を記載の上、秘密遺言証書の封書の公証を記帳して置く。帳簿の保存期間50年。

(なお、証書（封書）の写しを帳簿に綴り込んで置くと良い。)

秘密遺言証書の書式例

秘密遺言証書

遺言者 A は本日本職および証人 B, 証人 C の面前に本封書を提出し、この封書は自己の遺言書であつて自己が筆記したものであることを申述した。――

住 所
職 業

遺 言 者 氏 名

年 月 日 生

上記に印鑑証明書の提出（又は旅券の提示）により人違いでないことを証明させた。――

○
住 所
職 業

証 人 B 氏 名

年 月 日 生

住 所
職 業

証 人 C 氏 名

年 月 日 生

遺言者および証人下記に署名押印する。――

遺 言 者	(A 自署)	印
証 人	(B 自署)	印
証 人	(C 自署)	印

○
本職下記に署名押印する。――

平成 年 月 日 在………総領事館において

(所在地)

証第 号	在	総領事
	氏名（自署）	（公印）
(手数料)		

[遺言の公証]
遺言公正証書の書式例
遺言公正証書

本職は遺言者Aの嘱託により証人B, 証人Cの立会のもとに下記の遺言者の口授を筆記してこの証書を作成する。

1. 私は.....
1.
1. 私は遺言の執行者として下記の者を指定します。_____

住 所
職 業

遺言執行者 氏名
年 月 日 生

1. 最後に私は.....(私の亡き後長男は母をいたわりながら家業にはげむよう祈っている)ことを申しそえます。_____以上

住 所
職 業

遺言者 氏名
年 月 日 生

上記に印鑑証明書の提出(又は旅券、又は.....発行の運転免許証)により人違いでないことを証明させた。

住 所
職 業

証 人 B
年 月 日 生

証 人 C
年 月 日 生

上記遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、遺言者は(何々)のため署名することができないので本職遺言者に代って署名し遺言者これに押印し、証人は各自下記に署名押印する。

遺言者 (代署) (印)
証人 (B自署) (印)
証人 (C自署) (印)

この証書は平成 年 月 日において、民法第969条第1号ないし第4号の方
式にしたがって作成し、同条第5号および同条第984条にもとづき本職下記に署名押印する。

(所在地)

証第 号 在 総領事
氏名(自署) (公印)

(手数料)